

# 2021年度「神戸市海外ビジネスコーディネーター」業務委託公募要領 【シンガポール】

## 1. 「神戸市海外ビジネスコーディネーター」の役割

「神戸市海外ビジネスコーディネーター」(以下、「ビジネスコーディネーター」)は、本市と海外地域との経済交流を促進するため、現地の最新情報を本市に提供し、それに対応した本市の情報を、事業目的や現地の実情に合わせた効果的な方法で発信し、ビジネスマッチング等を行う役割を担います。

## 2. 設置地域等

(1) 設置地域 シンガポール

(2) 業務管轄範囲 ASEAN10カ国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)及びインド

## 3. 業務内容

別紙のとおり

## 4. 委託予定期間

2021年4月1日から2022年3月31日

## 5. 委託経費

委託経費は、年額60万円の基本委託料(定額)に、個別業務の実施状況・成果に応じた実績委託料(上限240万円)を加算します。

基本委託料に含まれるもの及び実績委託料の対象となる内容については、別紙のとおりです。

※基本委託料については、2回(5月末、9月末)に分けて、受託者の指定する口座への振込によって支払います。

※実績委託料については、2022年3月末に提出していただく実績報告書及び支出証拠書類に基づいて積算し、2022年5月末までに受託者の指定する口座への振込によって支払います。ただし、コーディネーター活動のために必要となる実費等(別紙に定める3実績委託料(6)実費等)が発生した場合は、委託期間終了前であっても、申告書及び支出証拠書類の検査に基づき支払います。

※委託料は円建てとなります。

## 6. 応募資格

応募にあたっては、下記要件をすべて満たすこと(法人・個人を問いません)

①設置地域に活動拠点を有しており、日常的に現地で活動を行っていること

- ②業務管轄範囲の地域において、対象業務分野での実務経験があること、あるいは当該業務分野に精通していること
- ③日本語及び業務を行う拠点で主に話されている言語（公用語及び英語）により業務上の交渉が可能な語学力を有していること。また、神戸市とのコミュニケーションが円滑に図れること
- ④守秘義務を遵守できること
- ⑤応募期間中に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと
- ⑥地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと
- ⑦本市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと
- ⑧銀行取引処分を受けている者でないこと
- ⑨会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされている者（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が認めたものを除く。）でないこと
- ⑩暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく暴力団でないこと。また、同法に基づく暴力団員（以下「暴力団員」）が役員として又は実質的に経営に関与している団体でないこと。個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員でないこと。暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として専任していないこと。役員等が、暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図ったことがないこと。役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していないこと
- ⑪公租公課の滞納処分を受けていないこと
- ⑫過去に禁固以上の刑に処せられたものでないこと。または、その執行を受けることがなくなるまでの者でないこと
- ⑬成年被後見人、被保佐人または被補助人でないこと

## 7. 応募書類の提出

### （1）公募要領の配布

#### ①配布期間

2021年2月8日（月）より配布

#### ②配布窓口

担当部署（項目11参照。以下同じ）にて配布します。

※午前9時～正午及び午後1時～午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日は取扱いません。

#### ③ホームページからのダウンロード

公募要領は上記窓口での配布のほか、神戸市のホームページからもダウンロードできます。

(URL 貼り付け)

④郵送での配布は原則として行いません。

## (2) 応募書類の提出期間

2021年2月24日(水)～2021年3月24日(水)

## (3) 提出方法

持参の場合：担当部署に持参してください。

※午前9時～正午及び午後1時～午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日は取扱いません。

郵送の場合：提出期日に余裕を持って郵送し、かつ担当部署に到着の確認を電話で行ってください。担当課に到着確認の連絡なく、提出期限内に応募書類が未着の場合は提出がなかったものとみなします。

電子メールの場合：担当部署メールアドレス(項目11参照)あて送付し、かつ担当部署に到着の確認を電話で行ってください。件名を「ビジネスコーディネーター業務応募」としてください。

※提出期日までに担当部署に到着しなかった応募書類は、審査の対象にはいたしません。なお、応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。

※提出いただいた資料については返却できませんので、ご了承ください。

## (4) 提出書類及び提出部数等

### <提出書類>

①業務委託応募申込書(様式1)

②業務提案書(様式2)

③添付書類

- ・法人の概要、直近の財務諸表、組織体制に関する書類、又は個人の場合は経歴書(様式自由)
- ・現地における現在の活動状況が分かるもの(様式自由)

④誓約書(応募資格関係)(様式3)

### <提出部数>

①郵送又は持参の場合 正本1部及び写し1部を提出してください。

②電子メールの場合 各書類についてPDFファイルで提出してください。

※PDFファイルについては、指定日時に必着とします。なお、正本及び写しについては、新型コロナウイルス禍の影響で遅延することもあります。必ず送付するようお願いいたします。

### <注意事項>

- ・応募書類の提出後の差し替えは認めません。(本市が補正等を求める場合は除

きます。)

- ・応募書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがあります。
- ・応募内容について、補足説明等をお願いすることがあります。

## 8. 委託先の選考

### (1) 選考方法

応募者から提出された書類等を専門家等の意見を聴取のうえ審査し、契約締結候補者（最優秀提案者）を決定します。

ただし、審査の結果によっては、契約締結候補者（最優秀提案者）が決定されない場合があります。

また、最優秀提案者が応募資格を満たしていないことが分かったとき、失格行為（8（5））のあったことが分かったとき、契約辞退があったときなどの場合は、次点者が契約締結候補者となることがあります。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

### (2) 選考スケジュール

2021年

- 2月8日（月） 公募要領配布開始
- 2月24日（水） 応募書類提出受付開始
- 3月24日（水） 応募書類提出締め切り（午後5時必着）  
（以降、審査手続）
- 3月下旬 契約締結候補者決定
- 4月1日（日）（予定） 契約開始

### (3) ヒアリング及び現地確認

提案内容について、必要と判断した場合は、応募者に Skype 活用等による面談または電話でのヒアリングを行います（3月30日を予定）。

また、契約締結後に、受託者の活動状況やネットワークなどを担当職員が現地にて確認させていただき、提案内容の実現が著しく困難と思われる場合には、契約の解除を行うことがありますので、ご注意ください。

### (4) 審査結果の通知

審査結果については、契約締結候補者または次点者となったかどうかのみを、各応募者に書面でお知らせします。

また、委託契約締結後は、受託者の企業名またはお名前を公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。

### (5) 審査対象からの除外

応募者に下記行為があった場合は、失格（選考対象からの除外）とします。

- ①他の応募者と、応募の内容又はその意思について相談を行うこと

- ②事業者選考終了までの間に、他の応募者に対して応募の内容を開示すること
- ③応募書類に虚偽の記載を行うこと
- ④その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

## 9. 質問と回答

応募にあたり質問がある場合には、質問書（様式4）に記載し、2021年2月15日（月）までにFAXまたは電子メールにて担当部署に送付してください。件名は「ビジネスコーディネーター公募にかかる質問」としてください。

公平性を保つため、電話でのお問い合わせには対応できませんので、ご了承ください。

提出のあった質問へは、原則として、2月22日（月）に神戸市のホームページに掲載することで回答します。

## 10. その他

- (1) 契約は、契約締結候補者と細部について協議した上で締結します。
- (2) 応募申込書に記載された内容に虚偽があった場合には、契約をしないことがあります。他、本市が被る損害について賠償を請求することがあります。
- (3) 提出された資料に記載される個人情報については、本選考に関する目的以外では使用いたしません。
- (4) 個人情報を取り扱うときは、神戸市個人情報保護条例（平成9年10月9日条例第40号）を遵守してください。
- (5) 本要領に記載する月日、時間はすべて日本時間です。
- (6) 本業務は、神戸市2021年度一般会計予算の成立を前提としており、本業務に関する予算の状況によっては、契約を締結しないことや内容等に変更が生じることがあります。
- (7) 契約締結後、契約を履行しないとき又はその見込みがないとき、契約上の義務を履行しないときその他この契約に違反したときには、契約の解除を行うことがあります。

## 11. 担当部署

神戸市市長室国際部国際課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1（神戸市役所1号館16階）

T E L 078-322-6268（直通）

F A X 078-322-2382

メールアドレス：kokusai@office.city.kobe.lg.jp